平成30年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成30年７月２日　人事院事務総長　古屋　浩明

1　試験の名称　平成30年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））

2　対象官職　気象庁の標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、同庁の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用Ⅱ種試験による採用後８年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額　239,900円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　平成30年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの。

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、一般論文試験及び経験論文試験

⑵　試験の実施日　平成30年９月30日（日）

⑶　試験地　東京都

⑷　第１次試験合格者発表　平成30年10月24日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験

人物試験は、個別面接により行う。また、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成30年11月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

7　第２次試験合格者発表　平成30年11月21日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　第３次試験

⑴　試験種目　総合評価面接試験

⑵　試験の実施日　平成30年11月下旬又は12月上旬で指定する日

⑶　試験地　東京都

9　最終合格者発表　平成30年12月18日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申込受付期間は、平成30年８月３日（金）９時から８月21日（火）までとし、８月21日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の申込先に至急問い合わせること（郵送又は持参による申込みは平成30年８月３日（金）から８月６日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みは同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（申　込　先）

人　事　院　〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成30年度土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第６条第１項の規定に基づき、平成30年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行う。

平成30年７月２日　法務大臣　上川　陽子

1　受験資格

年令、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　平成30年10月21日（日曜日）

口述試験　平成31年１月24日（木曜日）

3　試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

⑴　民法に関する知識

⑵　登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

⑶　土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア　平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）

イ　作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

⑷　その他土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	試験場集合時刻	時　間	試験の内容
午前の部	午前９時	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑶
午後の部	午後０時30分	午後１時00分から午後３時30分までの２時間30分	上記３の⑴、⑵及び⑷